平成２４年（フ）第２８５１号
大阪府門真市末広町16―15　リンドウハイツ205、住民票上の住所奈良県吉野郡大淀町大字中増1542番地の２
債務者　花本　和也
１　決定年月日時　平成24年７月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２９２０号
大阪市住吉区我孫子５丁目３番25号　コーニッシュアビコⅡ305号
債務者　伊藤　健太
１　決定年月日時　平成24年７月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２９３２号
大阪府東大阪市稲田上町１丁目20番32号　フェリスハイム106号
債務者　中川小百合
１　決定年月日時　平成24年７月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２９４９号
大阪市東成区大今里３丁目16番２―505号
債務者　溝口　房子
１　決定年月日時　平成24年７月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２９６８号
大阪府東大阪市森河内東１丁目19番14号
債務者　胡　　孝子（旧姓林）
１　決定年月日時　平成24年７月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２９８４号
大阪府枚方市伊加賀南町６番10―305号
債務者　福島　宏美
１　決定年月日時　平成24年７月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２９９７号
大阪府寝屋川市寿町48番11号
債務者　關　　正美（旧氏名渡部昇）
１　決定年月日時　平成24年７月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２９９８号
大阪府寝屋川市香里南之町26番13―404号
債務者　倉元　康子
１　決定年月日時　平成24年７月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３０６８号
大阪市淀川区加島３丁目15番21号
債務者　金井幸一こと　金　　幸一
１　決定年月日時　平成24年７月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３１７９号
大阪市都島区網島町13番６号　佐野マンション２Ｆ
債務者　谷山一男こと　康　　一男
１　決定年月日時　平成24年７月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３２０６号
大阪府八尾市西山本町７丁目12番３―203号
債務者　岡崎　正誉
１　決定年月日時　平成24年７月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３２１２号
大阪府東大阪市足代新町17―４　エクセルコート布施タワー302、住民票上の住所大阪市北区長柄西１丁目１番37号
債務者　樋爪富士昭
１　決定年月日時　平成24年７月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３２４９号
大阪府東大阪市下六万寺町３丁目２番44号
債務者　朝川　幸榮
１　決定年月日時　平成24年７月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３２６６号
大阪市城東区東中浜８丁目７番８―107号
債務者　吉田　幸子
１　決定年月日時　平成24年７月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３３７３号
大阪市阿倍野区松虫通２丁目４番25号
債務者　今村　綾子
１　決定年月日時　平成24年７月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３４０９号
大阪市東住吉区桑津５丁目４番25号、前住所大阪市阿倍野区桃ヶ池町１丁目10番20号
債務者　木下　昌茂
１　決定年月日時　平成24年７月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３４６６号
大阪府門真市古川町13番14号　秀和第一ハイツ306号
債務者　下家　慶久
１　決定年月日時　平成24年７月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで　大阪地方裁判所第６民事部